被 相 続 人

相続税の修正申告において、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に該当する 等についての相続税の納税猶予及び免除の特例に係る納税猶予税額(特例株式等納税猶予税額)

特例経営承継人 特例経営承継相続人等· 特例経営相続承継受贈者

物体が表現します。 例経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書(第8の2の2表(修 「経営承継相続人等及び特例経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書(第8の2の2表(修

## 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

## 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分	① 修正前の 課 税 額	回修申告	正額	
① 特例経営承継人の第8の2の2表の付表1・付表2のA欄	の合計額	円		円	円
② 特例経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額(修	正申告書第1表のその人の③欄の金額)				
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産 (①+②)(又は修正申告書第3表・第8表2の1の①欄)の金額					
④ 控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は	(0)				
⑤ 特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合	(O)	, 000	,	000	, 000
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額 修正申告書第1表の⑥欄(又は修正申告書第3表・第83		, 000	,	000	, 000
⑦ 基礎控除額(第2表の◎欄の金額)		, 000, 000	, 000,	000	, 000, 000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑥−⑦)		, 000	,	000	, 000
	7.5	•			

## (2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

9	10	目続税の総額の計算	
法定相続人の氏名	法定相続分	⑪法定相続分に応ずる取得金額(⑧×⑩)	② 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)
		円	円
		,000	
		,000	
		, 000	
		,000	
		, 000	
		,000	
		,000	
法定相続分の合計	1	③相続税の総額(⑫の合計額)	00
(注) 1 ②爛の「修正中生妻等1事の	(① (②) の 4 転倒奴労承継 1 が知税	特別世界注第 70 冬の 6 第 1 頂の坦宁に F 2 典	4位にのいての独投継子及び各段位の済田す。

- ③欄の「修正申告書第 1 表の(①+②)」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等についる場合は、「修正申告書第 3 表・第 8 表 2 の1 の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「修正申告書第 1 表の⑥欄」の金額は、木 (注) 1 また、⑥欄の「修正申告書第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した 人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の ⑥欄」の金額となります
  - ⑨及び⑩欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

## 特例株式等納税猶予税額の計算

区	分	⑦ 修正前の 課 税 額	回修 正額	<ul><li>② 修正する額</li><li>(回ー⑦)</li></ul>
① (特例経営承継人の修正申告書第1表の(⑱+⑳-億	②)) の金額	円	円	円
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額(1の	③×1の⑤/1の(⑤+⑥))			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場	合の加算金額(②×20%)			
a (②+③-特例経営承継人の修正申告書第1表の⑫)	の金額 (赤字の場合は 0)			
b 特例経営承継人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく第 (又は⑩) +⑪-⑫))(赤字の場合は0)	算出税額(その人の修正申告書第1表の(⑨			
④ (①+a-b) の金額(赤字の場合は0)				
⑤ (a-④)の金額( <b>赤字の場合は0</b> )				
⑥ 特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式	等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの	の特例株式等納税獲	i予税額 (注3参照)	
イ <u>(会社名)</u> に係る特例株 (⑤×イの株式等に係る価額/1の①)( <b>100円未</b> 満	:式等納税猶予税額 <mark>切捨て</mark> )	00	00	00
ロ <u>(会社名)</u> に係る特例株 (⑤×ロの株式等に係る価額/1の①) ( <b>100円未</b> 満		00	00	00
ハ <u>(会社名)</u> に係る特例株 (⑤×ハの株式等に係る価額/1の①) ( <b>100円未</b> 満		00	00	00
⑦ 特例株式等納税猶予税額 (イ+ロ+ハ) (注4参照)		Α 00	A 00	00

- **b欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第 70 条の 6 第1項の規定による** 農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑩」の金額とします。 ⑤欄の⑪欄に記入する金額は、⑫欄の「aー④」の金額が⑤欄の⑰欄の金額を超える場合には、⑤欄の⑰欄の金額にとどめます(⑥及び⑦欄の⑫欄も同様で
  - す。)。ただし、この特例の適用を受ける特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等(期限内申告において第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」に記入した特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に限ります。)の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑤欄の回欄の金額は、⑥欄の①欄の金額を超え ることができます。
  - 。 ⑥欄について、特例対象非上場株式等又は特例対象相続非上場株式等に係る会社が 1 社のみの場合は、⑥欄の記入は行わず、⑤欄の金額を⑦欄のA欄に記え します (100 円未満切捨て)。 なお、イから小までの各欄の寛式中の「株式等に係る価格」とは第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」の⑤欄のA欄及び第8の2の2表の付表2の「2 特例対象相続非上場株式等の明細」の⑥欄のA欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの特例株式等納税猶予税額を記載し添付してください。
  - ⑦欄のA欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第1表の「特例株式等納税猶予税額⑤」欄に転記します。 なお、特例経営承継人が「農地等についての納 税猶予及び免除等」、「山林についての納税猶予及び免除」又は「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」若しくは「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合は、⑦欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の5表の⑤欄の金額を特例経営承継人の修正申告書第1表の「特例株式等納税猶予 税額29」欄に転記します。

※: 稻	スカ	7在32		
A 1/L/1万 相 正 A 工   図	/ (/)	中田中心		

項

目は記入する必要がありま

せ